

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和2年6月 11 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 5件

厚生年金保険関係 5件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 4件

国 民 年 金 関 係 3件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 1900536 号
厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 2000001 号

第1 結論

1 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 51 年 3 月 22 日、喪失年月日を昭和 52 年 1 月 1 日とし、昭和 51 年 3 月から同年 12 月までの標準報酬月額を 19 万円とすることが必要である。

昭和 51 年 3 月 22 日から昭和 52 年 1 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和 51 年 3 月 22 日から昭和 52 年 1 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求者のA社における昭和 51 年 3 月 22 日から同年 10 月 1 日までの期間の標準報酬月額を 20 万円に訂正することが必要である。

昭和 51 年 3 月から同年 9 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額（上記 1 の厚生年金特例法により訂正される標準報酬月額を除く。）として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 16 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 51 年 3 月 22 日から昭和 52 年 1 月 1 日まで

請求期間に A 社において正社員として勤務していたが、厚生年金保険の記録を見ると、同社における被保険者記録がない。同社発行の昭和 51 年分の給与所得の源泉徴収票を見ると、入退社年月日の記載があり、社会保険料の金額も記載があるので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求者から提出された A 社における昭和 51 年分の給与所得の源泉徴収票の記載内容、同社の元事業主及び同僚の回答又は陳述から、請求者が、請求期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、前述の源泉徴収票を見ると、社会保険料控除額が記載されているところ、オンライン記録において、請求期間に A 社における厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚は、請求者は自身と同じ勤務時間で勤務していた旨陳述している上、同社において請求者と同様の業務に従事していたとされる同僚について、請求期間に同社における厚生年金保険被保険者記録が確認できることから判断すると、請求者は、同社において厚生年金保険被保険者として、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定すること

となる。

以上のことから、A社における請求者の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 51 年 3 月 22 日、喪失年月日を昭和 52 年 1 月 1 日とし、請求期間に係る標準報酬月額については、前述の源泉徴収票の社会保険料額により推認される厚生年金保険料控除額から、19 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の元事業主は、請求者の請求期間に係る届出及び厚生年金保険料の納付状況は不明である旨回答しているが、請求者について、仮に、事業主から請求者に係る厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、厚生年金保険被保険者資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届について記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該届は提出されておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求者に係る標準報酬月額について、日本年金機構は、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格取得時に決定される標準報酬月額は、同社において請求者と同様の業務に従事していたとされる同僚の標準報酬月額の記録から、20 万円が妥当である旨回答している。

したがって、請求期間のうち、昭和 51 年 3 月 22 日から同年 10 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、前述の日本年金機構の回答から、20 万円とすることが妥当である。

ただし、訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額（上記 1 の厚生年金特例法により訂正される標準報酬月額を除く。）として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 1900194 号
厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 2000002 号

第1 結論

請求者のA社における平成 20 年 7 月 4 日の標準賞与額を 100 万円に訂正することが必要である。

平成 20 年 7 月 4 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 20 年 7 月 4 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 34 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 20 年 7 月 4 日

請求期間に A 社から支給された賞与について、厚生年金保険料を控除されていたが、当該賞与の記録がないので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

B 社（令和元年 5 月 21 日に A 社を合併）から提出された源泉徴収簿により、請求者が請求期間に A 社から賞与の支払を受け、100 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 1900538 号
厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 2000003 号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成20年5月26日、喪失年月日を平成21年4月21日とし、平成20年5月から平成21年3月までの標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

平成20年5月26日から平成21年4月21日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

その他の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和29年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成20年5月26日から平成21年10月1日まで

A社には、B社を退職後1か月あまり経った頃に、宅地建物取引主任者として就職し、平成21年9月末まで勤務したが、厚生年金保険の記録がない。

私がA社に勤務していたことは、源泉徴収票及び金融機関の振込記録等を見ても明らかなので、調査の上、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 A社の回答、同社から提出された請求者に係る賃金台帳等により、請求者が請求期間において、同社に勤務していたことが認められるところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、被保険者記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が厚生年金保険被保険者として勤務していたことに加え、被保険者として負担すべき厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることが要件とされている。

しかしながら、A社は、請求者について、「社会保険に加入していないため、厚生年金保険料を控除していない。」旨回答しており、同社から提出された請求者に係る賃金台帳を見ると、請求期間の各月において厚生年金保険料の控除は記載されていない。

また、請求期間に係る厚生年金保険料控除の有無について、i) 請求者から提出されたA社における平成20年分給与所得の源泉徴収票に記載された社会保険料等の金額は、請求者が前職において当該年に給与から控除されたと推認される社会保険料及び雇用保険料の合計額とおおむね一致していること、ii) 平成21年分の所得税の確定申告書B(控)には、同社の給与所得及び源泉徴収税額に係る記載はあるものの、社会保険料に係る記載はないことから、請求者が請求期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていた状況はうかがえない。

さらに、C市は、請求者の国民健康保険の加入状況について、平成20年4月1日に社会保険離脱により加入し、平成23年6月2日に社会保険加入により資格を喪失した旨回答しており、請求者は請求期間において同市の国民健康保険の加入者であったことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認又は推認できる

関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 請求者の請求期間における雇用形態について、A社は、平成21年2月から同年9月までの期間に係る請求者の出勤日、出社及び退社の時刻等が記録されたタイムカードを提出し、平成20年5月26日から平成21年4月20日までの期間は「正社員」（1日当たりの勤務時間は8時間、週当たりの勤務日数は5.5日）、平成21年4月21日から同年9月30日までの期間は「パート」（1日当たりの勤務時間は5時間、週当たりの勤務日数は不定期）と回答している。

また、A社から提出された就業規則の労働時間に係る規定及び前述の賃金台帳における給与の支給状況等を踏まえると、請求者は、請求期間のうち平成20年5月26日から平成21年4月21日までの期間において、厚生年金保険の被保険者となる要件を満たしていたものと認められる。

したがって、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成20年5月26日、喪失年月日を平成21年4月21日とし、平成20年5月から平成21年3月までの標準報酬月額については、前述の賃金台帳及び日本年金機構の回答から、20万円とすることが妥当である。

ただし、平成20年5月26日から平成21年4月21日までの期間については、前述1のとおり、請求者が請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められないことから、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

- 3 請求期間のうちパートであったとされる平成21年4月21日から同年10月1日までの期間については、前述のタイムカードの記録、就業規則の労働時間に係る規定及び請求期間当時の短時間就労者の厚生年金保険被保険者資格の取扱いを踏まえると、請求者は当該期間において、厚生年金保険の被保険者となる要件を満たしていたとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 1900505 号

厚生局事案番号 : 近畿（国）第 2000001 号

第1 結論

昭和 50 年 11 月から昭和 56 年 4 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 30 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 50 年 11 月から昭和 56 年 4 月まで

昭和 50 年 12 月頃に、A 社会保険事務所（当時）又は B 市 C 区役所において、自分自身で国民年金の加入手続を行い、請求期間に係る国民年金保険料を同社会保険事務所又は同区役所のいずれかの窓口で納付したにもかかわらず、年金記録では当該期間が未加入期間となっているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和 50 年 12 月頃に、A 社会保険事務所又は B 市 C 区役所において、国民年金の加入手続を行い、同社会保険事務所又は同区役所のいずれかの窓口で、年に数回の頻度で納付した旨主張している。

しかしながら、国民年金保険料を納付するためには、国民年金の加入手続を行い、年金記録を管理するための国民年金手帳記号番号（以下「記号番号」という。）の払出しを受ける必要があるところ、請求者に係る記号番号の払出しの有無について、社会保険オンラインシステムにより、複数の読み方等による氏名検索を行ったほか、日本年金機構において、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、B 市 C 区で払い出された記号番号の検索を行ったが、請求者に対する記号番号の払出しは確認できない。

また、請求者は、これまでに交付された年金手帳は現在所持する 1 冊である旨陳述しているところ、当該年金手帳の国民年金の記号番号欄に記号番号は記載されていない上、前述のとおり、請求者に記号番号が払い出された形跡が見当たらないことから、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であり、当該期間に係る国民年金保険料を納付することはできない。

なお、請求者は、昭和 53 年分の所得税の確定申告書の控え（写し）を提出しているが、当時の確定申告において、国民年金保険料を納付したことを証明する領収書等を添付する義務はなく、当該確定申告書の控え（写し）のみをもって、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付したか否か判断することはできない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料はなく、請求期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 1900506 号
厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 2000004 号

第1 結論

請求者のA社における平成26年9月1日から平成27年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成26年9月から平成27年8月までの標準報酬月額については、28万円を30万円とする。

平成26年9月から平成27年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成26年9月から平成27年8月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和62年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成26年9月1日から平成27年9月1日まで

A社における請求期間の標準報酬月額が実際の給与支給額より低い額となっているので、請求期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、請求者が請求期間において同事業所からオンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、前述の賃金台帳により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、A社は、請求内容どおりの標準報酬月額に基づく届出及び保険料納付を行っていない旨回答している上、日本年金機構が保管する同事業所に係る平成26年度の算定基礎届には、オンライン記録の標準報酬月額に見合う報酬月額が記載されていることから、年金事務所は請求者の請求期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 1900477 号
厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 2000005 号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成21年8月13日は32万円、同年12月22日は33万5,000円、平成22年8月4日は32万9,000円、同年12月24日は33万円、平成23年8月10日は29万3,000円、同年12月26日は30万円に訂正することが必要である。

平成21年8月13日、同年12月22日、平成22年8月4日、同年12月24日、平成23年8月10日及び同年12月26日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成21年8月13日、同年12月22日、平成22年8月4日、同年12月24日、平成23年8月10日及び同年12月26日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和53年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間 : ① 平成21年8月
② 平成21年12月
③ 平成22年8月
④ 平成22年12月
⑤ 平成23年8月
⑥ 平成23年12月

請求期間①から⑥までの各期間について、A社から賞与が支給されたにもかかわらず、厚生年金保険の賞与の記録が無いので、当該賞与の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から⑥までの各期間について、金融機関から提出された請求者に係る取引履歴調査結果及びB県C市から提出された請求者に係る給与支払報告書から判断すると、請求者は、A社から当該各期間に賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から⑥までの各期間に係る標準賞与額については、前述の取引履歴調査結果及び給与支払報告書により推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①は32万円、請求期間②は33万5,000円、請求期間③は32万9,000円、請求期間④は33万円、請求期間⑤は29万3,000円、請求期間⑥は30万円とすることが妥当である。

また、請求期間①から⑥までの各期間の賞与支払日については、前述の取引履歴調査結果に記載されている取引日から、請求期間①は平成21年8月13日、請求期間②は同年12月22日、

請求期間③は平成 22 年 8 月 4 日、請求期間④は同年 12 月 24 日、請求期間⑤は平成 23 年 8 月 10 日、請求期間⑥は同年 12 月 26 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から⑥までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該各期間に係る賞与額の届出及び厚生年金保険料の納付について不明である旨回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 1900546 号
厚生局事案番号 : 近畿（脱）第 2000001 号

第1 結論

昭和 28 年 4 月 1 日から昭和 32 年 10 月 26 日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 11 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 28 年 4 月 1 日から昭和 32 年 10 月 26 日まで

支給済期間 :

① 昭和 28 年 4 月 1 日から昭和 29 年 10 月 1 日まで)
② 昭和 30 年 2 月 1 日から昭和 32 年 10 月 26 日まで		

厚生年金保険の記録では、A 社及び B 社に勤務した期間が脱退手当金支給済と記録されている。

当時、脱退手当金の制度があることを知らなかつたので、脱退手当金を請求したことも受け取つたこともない。請求期間を年金給付に反映する被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求期間に係る脱退手当金は昭和 35 年 2 月 4 日に支給決定されているところ、請求者の厚生年金保険被保険者台帳には、昭和 34 年 12 月 14 日付けで脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から脱退手当金の裁定庁である社会保険出張所（当時）に回答していることが記録されているほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りはないなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、請求期間に係る脱退手当金の支給年月日当時は、通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ老齢年金が受給できなかつたところ、請求者には B 社における厚生年金保険被保険者資格喪失後、厚生年金保険の加入歴はないことを踏まえると、請求者が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえず、このほかに、請求者が請求期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 1900495 号
厚生局事案番号 : 近畿（国）第 2000002 号

第1 結論

平成 15 年 7 月から平成 18 年 6 月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 50 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 15 年 7 月から平成 18 年 6 月まで

何年何月とかは覚えていないが、当時の妻と一緒に A 県 B 市 C 区役所で請求期間の国民年金保険料に係る免除申請を行ったにもかかわらず、妻のみが免除となっているので、調査の上、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

国民年金保険料の免除を受けるためには、免除を希望する被保険者に係る国民年金保険料の免除申請（以下「免除申請」という。）が必要であるところ、請求者は、請求期間当時、元配偶者が B 市 C 区役所で毎年、請求者に係る免除申請を行ってくれた旨主張している。

しかしながら、B 市 C 区役所の担当者は、請求期間に係る国民年金保険料免除申請書（平成 17 年度以降は国民年金保険料免除・納付猶予申請書、以下「免除等申請書」という。）の受付の記録は保存されているが、請求者の請求期間に係る免除等申請書の受付記録は見当たらないとしている。

また、免除申請が行われた場合、その承認又は却下の決定は社会保険事務所（当時）において行われるところ、日本年金機構は、平成 17 年 4 月以降に受け付けた免除等申請書を保管しているが、請求者の請求期間に係る免除等申請書は見当たらない旨回答している。

さらに、前述の決定が行われた場合、国民年金保険料免除承認通知書又は却下通知書が被保険者に送付されることになるが、請求者は請求期間に係る当該通知を受け取ったことがない旨陳述している。

加えて、請求期間の全ての国民年金保険料が免除されるためには、少なくとも 3 回の免除申請及び当該免除申請に伴う事務処理が B 市及び社会保険事務所において必要であるが、これらの記録がいずれも記録されなかつたとは考え難い。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料はなく、請求期間について、請求者の国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求期間に係る請求者の国民年金保険料の免除申請が行われたとは考え難く、国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 1900543 号
厚生局事案番号 : 近畿（国）第 2000003 号

第1 結論

昭和 59 年＊月から昭和 61 年 7 月までの請求期間及び昭和 62 年 10 月から昭和 63 年 1 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 39 年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和 59 年＊月から昭和 61 年 7 月まで
② 昭和 62 年 10 月から昭和 63 年 1 月まで

請求期間①について、当時は、A 県 B 市 C 区、B 市 D 区及び E 県 F 市 G 区に住んでおり、転居の際にそれぞれの区役所で国民年金の手続を行い、後日送付されてきた納付書で当該期間に係る国民年金保険料を納付した。

請求期間②については、F 市 H 区役所で国民年金の手続を行い、後日送付されてきた納付書で当該期間に係る国民年金保険料を納付した。

国の記録では、請求期間①及び②に係る国民年金保険料が未納になっているので、調査の上、当該期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間①及び②について、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付した旨主張している。

しかしながら、初めて国民年金の加入手続が行われた場合、国民年金記録を管理するための国民年金手帳記号番号（以下「記号番号」という。）が払い出されるところ、請求者に対する記号番号の払出しの有無について、社会保険オンラインシステムにより氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、A 県及び E 県で払い出された記号番号の検索を行ったが、請求期間①及び②において、請求者に対する記号番号の払出しは確認できない。

また、オンライン記録において、請求期間①及び②は、国民年金保険料の未納期間とされているが、当該期間に係る国民年金被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の入力処理年月日が平成 11 年 5 月 25 日であることを踏まえると、当該入力処理時点までは、当該期間は国民年金の未加入期間であったことから、請求者は、当該期間当時、国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

さらに、国民年金法において、国民年金保険料を遡って納付することができる期間は 2 年と規定されていることから、請求期間①及び②に係る国民年金被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の入力処理年月日（平成 11 年 5 月 25 日）時点において、当該期間に係る国民年金保険料は時効により納付することができない。

加えて、B 市及び F 市は、請求者の請求期間①及び②に係る国民年金保険料の納付を確認できる資料はない旨回答している上、請求者が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）はなく、当該期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。